

## 「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用要領

制定： 令和元年5月15日

改正： 令和元年10月8日

### 1. 目的

「キッズウィーク」関連ロゴマーク（以下「関連ロゴマーク」という。）の旅行商品のポスターやパンフレット、宿泊施設のホームページ等への掲示により、キッズウィークの取組を活用して家族旅行のさらなる促進を図ることを目的として定めた関連ロゴマークの適正使用のため、本使用要領を定める。

### 2. 使用の基準

- (1) この関連ロゴマークは、承認された者が承認された範囲内で使用できる。
- (2) この関連ロゴマークの使用を国土交通省観光庁参事官（旅行振興）（以下「参事官（旅行振興）」という。から承認された者（通常使用権者）は、他人に関連ロゴマークの使用権を譲渡することはできない。
- (3) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合にも関連ロゴマークを使用することはできない。
  - ・特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること
  - ・公序良俗に反するものに使用すること
  - ・法令・規則などに違反するものに使用すること
  - ・本使用要領に反して使用すること
- (4) この関連ロゴマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。この関連ロゴマークは、国内外の第三者による無断使用・権利主張等を抑止するため、商標法第4条第1項第6号に掲げる商標である旨の情報提供を行っている。

### 3. デザイン

関連ロゴマークのデザインについては、別添「キッズウィークロゴマークデザインマニュアル」による。

### 4. 使用申請方法

- (1) 関連ロゴマークの使用を希望する者は、「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）により参事官（旅行振興）あて（連絡先は（申請先）に記載）に電子メール、郵送又は持参により申請するものとする。
- (2) 参事官（旅行振興）は、内容を審査の上、本使用要領に適合すると認めた申請について、「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用承認書（別記様式第2号）により、承認した旨を通知するものとする。
- (3) 参事官（旅行振興）は、関連ロゴマークの使用申請及び使用にあたって必要に応じ条件を

つけることができるものとし、また、関連ロゴマーク使用の承認を受けた者が、本使用要領に違反した場合には、是正のための措置及び承認の取消を行うことができる。

#### 5. 承認内容の変更

- (1) 4. の規定に基づき関連ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が、承認を受けた内容について、変更しようとする場合は、あらかじめ「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用変更申請書（別記様式第3号）を参事官（旅行振興）に提出しなければならない。
- (2) 参事官（旅行振興）は、内容を審査の上、本使用要領に適合すると認めた変更申請について、「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用変更承認書（別記様式第4号）により、承認した旨を通知するものとする。

#### 6. 承認内容の廃止

使用者が関連ロゴマークの使用を止めたときは、「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用廃止届出書（別記様式第5号）を、速やかに参事官（旅行振興）に提出しなければならない。

#### 7. 使用申請の除外

関係府省庁等が関連ロゴマーク使用の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、使用申請及び承認の手続を省略することができる。ただし、使用にあたり、事前に参事官（旅行振興）に報告しなければならない。

#### 8. 使用料

関連ロゴマークの使用料は、無料とする。

#### 9. 遵守事項

- (1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、関連ロゴマークの機能を損なうことのないように努めるものとする。
- (2) 第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用は、使用者が負担するものとする。
- (3) 使用者は、関連ロゴマーク使用の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、国土交通省に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (4) 使用者は、参事官（旅行振興）から要請がある場合は、関連ロゴマークの使用実態の報告等を行わなければならない。
- (5) 参事官（旅行振興）は、使用者に対し、関係書類、広報印刷物等を閲覧し若しくは提出を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

#### 10. 使用期間

使用期間は設けない。ただし、期間を限定してサービスを提供する場合は、あらかじめその旨を参事官（旅行振興）に通知しなければならない。

#### 11. その他

いかなる場合にも参事官（旅行振興）は、不相当と認める場合には、関連ロゴマークの使用を

差し止めることができ、これに起因する損失補償について一切の責任を負わない。また、本使用要領の解釈その他の疑義は参事官（旅行振興）が決定する。

なお、参事官（旅行振興）が不在の場合には、本使用要領中「参事官（旅行振興）」を「参事官（観光人材政策）」と読み替える。

(付則)

本使用要領は、令和元年5月21日から施行する。

(申請先)

「キッズウィーク」関連ロゴマーク事務局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省観光庁旅行振興担当参事官室

TEL 03-5253-8111 (内線27-317、27-315)

03-5253-8329 (直通)

メール [hqt-kids-week@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kids-week@gxb.mlit.go.jp)

(別添)

「キッズウィークロゴマークデザインマニュアル」

(別記様式第1号)

## 「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

国土交通省観光庁参事官（旅行振興） 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用要領に同意の上、「キッズウィーク」使用要領4.(1)に基づき、下記について使用を申請します。

1. 申請者の業種

2. 具体的な使用用途

(複数記載可)

(別記様式第2号)

「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用承認書

第 号  
令和 年 月 日

(事業者名) 殿

国土交通省観光庁参事官 (旅行振興)

令和 年 月 日付けの「キッズウィーク」関連ロゴマークの使用申請に対し、本通知により承認する。

なお、関連ロゴマークの使用にあたっては、「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用要領を必ず遵守することとする。

(別記様式第3号)

## 「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用変更申請書

国土交通省観光庁参事官（旅行振興） 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

令和 年 月 日付け第 号で承認を受けた「キッズウィーク」関連ロゴマークの使用について、「キッズウィーク」使用要領5.(1)に基づき、下記について使用を変更します。

1. 申請者の業種

2. 具体的な使用用途

(複数記載可)

(別記様式第4号)

「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用変更承認書

第 号  
令和 年 月 日

(事業者名) 殿

国土交通省観光庁参事官 (旅行振興)

令和 年 月 日付けの「キッズウィーク」関連ロゴマークの使用変更申請に対し、本通知により承認する。

なお、関連ロゴマークの使用にあたっては、「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用要領を必ず遵守することとする。

(別記様式第5号)

## 「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用廃止届出書

国土交通省観光庁参事官（旅行振興） 殿

(申請する事業者)

事業者名：

住 所：

(担当者)

部 署：

氏 名：

連絡先：

E-mail：

令和 年 月 日付け第 号で承認を受けた「キッズウィーク」関連ロゴマークの使用について、使用を廃止しましたので、「キッズウィーク」関連ロゴマーク使用要領第6.に基づき届け出ます。

使用廃止理由



